省　　令

○総務省令第十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十九号の四中「航空機の」を削り、「その他の情報」を「その他航空機に関する情報（飛行場内を移動する車両に関するものを含む。）」に改める。

別表第二号二⑭中「免許規則第二条第六項第一号」の下に「又は同項第一号の二」を加える。

別表第二号の三(3)ア中「1,030MHz」を「1,030MHz、1,090MHz」に改め、同(3)イ中「ＡＴＣトランスポンダを使用するもの」を「ア以外のもの」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日

総務大臣　原口　一博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　航空機局相互間において使用する装置であつて、検定規則による同一の型式検定に合格した機器（外国において、当該型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）のもの

第二十五条第二項中「第二条第六項第一号」の下に「又は同項第一号の二」を加える。

別表第二号の二第４注６に次のただし書を加える。

ただし、設備規則第四十五条の十二の六第四号に規定する無線設備を使用する無線局にあつては、当該欄への記載を要しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「航空無線航行業務」を「航空交通管制の用に供する無線測位業務」に改める。

第三節の二の節名中「航空無線航行業務」を「航空交通管制の用に供する無線測位業務」に改める。

第四十五条の十二の六第一号中「以下「ＳＳＲ」という。」を「次号に掲げるものを除く。以下「ＳＳＲ」という。」に改め、同号ヘ(2)(1)中「、四秒間の平均が毎秒一、二〇〇回未満であつて、かつ」を削り、「二、四〇〇回未満」の下に「であつて、かつ、輻射範囲の任意の三度の角度内において毎秒四八〇回未満」を加え、同(2)に次のように加える。

(ホ)　監視する区域が他のＳＳＲ（モードＳの質問信号等を送信できるものに限る。）のサイドローブが到達する区域と重複する場合にあつては、個別の航空機を選択して呼び出すためのモードＳの質問信号等の送信回数は、(ニ)に掲げる条件のほか、四秒間の平均が毎秒一、二〇〇回未満であつて、かつ、一秒間の平均が毎秒一、八〇〇回未満であること。

第四十五条の十二の六中第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　ＡＴＣＲＢＳの無線局のうち飛行場内を移動する車両に開設するものの無線設備（以下「ノントランスポンダ」という。）は、第二号ロ(1)及び(2)に掲げる条件に合致するほか、自ら任意の間隔により信号を送信するものであること。

第四十五条の十二の六第二号イ(1)中「ＳＳＲからの」を削り、同条中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二　ＡＴＣＲＢＳの無線局のうち地表に開設するものであつて、複数の地点に設置する受信設備によつて受信した信号の受信時刻の差を利用して無線測位を行うもの（以下「複数地点受信方式航空監視システムの無線局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に合致すること。

イ　複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち、ＡＴＣトランスポンダに対して質問信号を送信するもの（以下「質問信号送信設備」という。）は、前号ハ及びチに掲げる条件のほか、次に掲げる条件に合致すること。

(1)　モードＳの質問信号に対して応答できるＡＴＣトランスポンダを備えるすべての航空機局を一括して呼び出すための質問信号は送信しないこと。

(2)　質問信号の送信は、無線測位のために必要な情報が得られていない場合に限ること。

(3)　質問信号（他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。）によつてＡＴＣトランスポンダが占有される時間は、当該ＡＴＣトランスポンダが動作している時間の二パーセント以上にならないこと。

ロ　複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち、当該システムの基準時刻の設定又はその稼働を確認するための信号を送信するもの（以下「基準信号送信設備」という。）は、前号チに掲げる条件に合致するほか、送信する信号の特性は、別図第八号の二に示すところによるものであること。

「

(4)　ＡＴＣトランスポンダの送信設備	
ア　モードＳ機能を有するもの	
(ア)　高度4,500m以下のみで使用するもの	3,000kHz
(イ)　(ア)以外のもの	1,000kHz
イ　その他	3,000kHz
(5)　その他の無線測位局	500

」

を

別表第一号の表７の項中

(4)　ＡＴＣトランスポンダの送信設備	1,000kHz
ア　モードＳ機能を有するもの	3,000kHz
イ　その他	10kHz
(5)　質問信号送信設備	1,000kHz
(6)　基準信号送信設備及びノントランスポンダ	500
(7)　その他の無線測位局	

」

に改める。

別表第二号第１の表１の項中「ＡＴＣトランスポンダ」を

1	ＡＴＣトランスポンダ
2	基準信号送信設備
3	ノントランスポンダ

」

に、「ＡＣＡＳ（モードＳの質問信号を使用するものに限る。）」を「ＡＣＡＳ（モードＳの質問信号を使用するものに限る。）」に改める。